

前橋市新設道の駅整備運営事業

募集要項等への質問回答書

平成29年4月

前 橋 市

募集要項質問回答

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
1	基本設計の対象範囲	募集要項	2	13	第2章_4. 事業の対象となる施設	「基本計画策定業務については道の駅全体」とありますが、国土交通省整備分・前橋市整備分が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	本道の駅については道路管理者との一体型整備を想定していますが、その決定は優先交渉権者決定後に作成する基本計画を基に行う道路管理者との協議によります。そのため、基本計画については道路管理者整備想定(道路休憩施設)も含まれます。
2	道の駅登録	募集要項	2	15	第2章_4. 事業の対象となる施設	「道の駅」登録・案内要綱(国土交通省)を満たすもの」とありますが、本事業で整備する「一体型・単独型」のどちらで実施予定であるか、また道の駅登録について、登録予定スケジュール等について、どのように考えればいいのかご教示願います。	質問No.1を参照してください。 なお、道の駅登録の時期は、開業前を想定していますが、具体的な時期については基本計画をもとに国土交通省と協議を行います。
3	特定事業の範囲	募集要項	2	17	第2章_5. 特定事業の範囲	「民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運営業務をPFI特定事業の範囲とする」とありますが、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務の全てを対象として独立採算事業として実施する場合のみがPFI特定事業の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。市が設計・建設した施設の維持管理、運営業務を独立採算事業として提案する場合は、PFI特定事業の範囲には含まれないのでしょうか。仮に市が設計・建設した施設の維持管理、運営業務を独立採算事業として提案したものもPFI特定事業の範囲に含まれる場合には、その対象となる施設はPFI特定事業の範囲に含まれない施設と定義されているとの理解でよろしいでしょうか。	施設の設計・建設・維持管理・運営すべてを独立採算事業として提案する場合はPFI特定事業の範囲です。また、市が設計・建設する施設の維持管理、運営業務を独立採算事業として提案する場合については、当該維持管理及び運営業務はPFI特定事業の範囲としてください。 業務範囲の詳細は、質問回答添付資料1を参照してください。
4	独立採算事業の範囲	募集要項	2	17	第2章_5. 特定事業の範囲	「道の駅全体を対象とした基本計画の策定及び7. 施設要件に示す施設のうち、民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運営業務をPFI特定事業の範囲とする。」と示されていますが、ここでいう独立採算とは、施設の設計、建設、維持管理、運営業務をすべて民間事業者の負担で実施することを意味しているのでしょうか。	質問No.3を参照してください。
5	独立採算事業の範囲	募集要項	2	17	第2章_5. 特定事業の範囲	「民間事業者が独立採算事業として提案する施設」は、独立採算事業として成立する可能性のあるすべての施設という趣旨ではなく、民間事業者が独立採算事業として行うことを希望する施設のみを対象としていると理解してよろしいでしょうか。言い換えれば、独立採算で施設の整備・運営が可能な市負担事業があっても良いと理解してもよろしいでしょうか。	質問No.3を参照してください。
6	特定事業の範囲について	募集要項	2	17	第2章_5 特定事業の範囲	「7. 施設要件に示す…PFI特定事業の範囲とする。」とありますが、民間事業者が独立採算事業として提案しPFI特定事業の範囲となった場合、その建物の敷地造成費及び、インフラ整備費もPFI特定事業の範囲になるのでしょうかご教示下さい。	最低限の敷地造成及び敷地までのインフラ整備については市が実施することを想定しています。敷地内におけるPFI特定事業として整備する施設に必要な敷地造成及びインフラ整備はPFI特定事業の範囲に含まれ、PFI事業者が実施します。詳細は提案に基づき協議します。
7	計画敷地面積について	募集要項	2	25	第2章_6 事業の対象となる敷地の立地に関する事項	「面積 7ha程度」とありますが、敷地の造成費及び、施設整備費・維持管理費を考慮し事業費を圧縮する目的で、道の駅の必須施設のみを計画とした例えば、2.5haの提案でも宜しいのでしょうかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
8	施設要件	募集要項	3	7	第2章_7. 施設要件	「提案された施設内容が認められない場合がある」とありますが、必須施設を除いて、整備することが望ましい施設又は提案施設について提案された施設内容が認められない場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	必須施設も含め、提案内容によっては認められない場合があります。
9	必須施設について	募集要項	3	8	第2章_7 必須施設	「ア 必須施設 ・駐車場 ・トイレ … ・ラウンジ」とありますが、例えば、必須施設のトイレ～ラウンジを一棟で計画した場合、産地レストランだけ独立採算がみこまれ特定事業に含めた場合、費用負担はどの様に考えれば宜しいのでしょうかご教示下さい。	独立採算が見込まれる施設については、占有面積の割合等に応じて負担を協議します。詳細は、提案内容により、優先交渉権者との協議により決定します。
10	用地取得時期	募集要項	4	8	第2章_8. 土地の使用に関する事項	実施方針質問回答NO.111において「(質問)…用地取得の完了時期について募集要項及び事業契約に明示されるとの理解でよろしいでしょうか。」「(回答)ご理解の通りです。」との記載がありますが、現時点での土地取得完了予定時期をご教示ください。	現段階では平成30年度中の用地取得完了を想定していますが、詳細については、基本計画等を基に、市と選定事業者の協議の上決定します。
11	土地の使用に関する事項	募集要項	4	9	第2章_8. 土地の使用に関する事項	「当該市が取得した土地を建設期間において無償で使用することができる」とありますが、事業開始後は使用料を市に収めるという理解でよろしいでしょうか。その場合、使用料の想定額をお教えください。	土地の使用料として徴収することは想定していませんが、募集要項第2章10.③に示す納付金は想定しています。納付金の額については応募者の提案によるものとします。
12	事業方式について	募集要項	4	11	第2章_9 事業方式	「PFI事業者は、基本計画の策定及び…BTO方式とする。」とありますが、必須施設について独立採算が見込まれない場合、必修施設全てを市の負担で整備する提案でも宜しいのでしょうかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
13	事業方式について	募集要項	4	11	第2章_9 事業方式	「PFI事業者は、基本計画の策定及び…BTO方式とする。」とありますが、必須施設について独立採算が見込まれない場合、必修施設全てを市の負担で整備し独立採算がとれる施設を別に整備する提案でも宜しいのでしょうかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
14	事業方式について	募集要項	4	11	第2章_9 事業方式	市の負担で整備する必須施設とPFI特定事業施設を一棟に合築する提案は可能でしょうか。	可能です。
15	一体的整備の基準	募集要項	4	14	第2章_9. 事業方式	「なお、PFI特定事業の～と一体的に実施することが妥当と判断される場合は」とありますが、どのような基準で誰が判断するのでしょうか。	地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の何れかに該当すると客観的に判断される場合、市が決定します。
16	一体的整備の基準	募集要項	4	14	第2章_9. 事業方式	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設」とありますが、国土交通省整備分の施設等の設計・建設については、いつ、どのような形で、どのような者に発注され、基本計画に基づいた国土交通省整備分とPFI特定事業の範囲に含まれる施設等との間における調整は誰がどのような立場で行うことを想定されているのでしょうか。	No.1を参照してください。一体型整備となった場合、市整備事業の一部が道路管理者整備事業となることを想定しています。なお、発注方法については未定です。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答	
		資料名	頁数	行数			
17	市負担事業の契約等の相手先	募集要項	4	14	第2章_9. 事業方式	「PFI 特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI 特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合は、市が自らの負担により、別途随意契約によりPFI 事業者が発注することを予定している。また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI 事業者を指定管理者として指定することを予定している。」との記載があります。 第3章.6.(1) 応募グループの構成等では、「……なお、SPCを設置しない場合は、応募グループの応募企業すべてを「構成員」とする。」との記載があります。 SPCを設置しない場合（SPCがPFI事業者にならない場合）、市負担事業に関わる施設の設計、建設の随意契約の相手先、指定管理者の指定の候補となる企業はどのように選定されるのでしょうか？	当該業務を担う応募グループの構成員との契約を想定しています。
18	必須施設について	募集要項	6	5	第2章_13 その他	必須施設をモデルプランにて整備する場合の概算費用についてお示しいただきましたが、その際の維持管理費用・運営費用の年額について、収入＝売り上げ予測と支出＝人件費や光熱水費など事業収支の概算をお示しください。	本市が類似施設を参考として算出したモデルプラン（必須施設）の維持管理運営費は、約79,000千円/年です。（農畜産物直売所と地産レストランの維持管理運営費、外構の維持管理費を除く）。なお、事業収支等については、提案を制限する可能性があるため、現段階では提示しません。
19	必須施設について	募集要項	6	5	第2章_13 その他	『全体事業費、PFI事業費、市負担事業費等について事業者に提案を求める。』とありますが、建築資材及び人件費が高騰した場合の追加費用はどのように考えれば宜しいでしょうか。	PFI特定事業の範囲については事業者の負担となります。市の負担事業については市の負担となります。
20	モデルプランの建設費	募集要項	6	5	第2章_13. その他	「モデルプラン（必須施設と外構）の建設費」とありますが、これは必須施設の全て（国土交通省整備分も含む。）及び事業の対象となる敷地（7ha程度）の範囲における外構を対象とした建設工事費との理解でよいでしょうか。当該施設の設計費及び工事監理費等は含まれていないとの理解でよいでしょうか。施設部分及び外構部分の内訳等を提示頂けないでしょうか。	モデルプランについては7ha程度を想定して算出しています。また、一体型整備については決定していませんが、道路休憩施設を含むものとして算出しています。 提示した金額は類似施設等を参考にした標準的な整備単価より算出したものであり、整備単価について明確な内訳があるものではありません。また、施設毎等の内訳は、提案を制限する可能性があるため、現段階では提示しません。
21	必須施設について	募集要項	7	26	第3章_7 提案内容に関する事項	市の負担で整備する必須施設の指定管理者の費用（人員・賃金・稼働時間・売上げなどから導き出される収支）について事業者が提案すると理解していますが、その際、市が想定する費用と大きな乖離が出た場合、事業者提案の実現性が保障されない可能性もあります。市のお考え方を示してください。	本募集においては指定管理者の費用については設定していません。要求水準を満たしたうえで、必要な費用を提案してください。
22	指定管理者の指定	募集要項	8	2	第3章_4. 提案内容に関する事項	「PFI事業者を指定管理者に指定する予定である」とありますが、PFI事業者を指定管理者に指定しなければならない時期までに、前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年前橋市条例第52号）を改正できなかった場合は指定管理者に指定することはできない可能性があるために、あくまでも予定であり、指定管理者に指定できない場合もあるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	指定管理者の指定	募集要項	8	2	第3章_4. 提案内容に関する事項	「PFI事業者を指定管理者に指定する予定である」とありますが、本事業に係る事業契約の締結後、PFI事業者を指定管理者に指定できなかった場合には、事業契約書（案）第7章第1節第4.7条関係の規定については契約変更を行うことを前提として事業契約を締結するとの理解でよいでしょうか。	当該規定は特定事業対象施設を対象としているため、PFI特定事業範囲外の施設に関して事業契約を変更することは想定していません。
24	参加資格要件	募集要項	9	19	第3章_6.(3)各業務に当たる者の資格要件	各業務に当たる者の資格要件は、構成企業又は協力企業のいずれかが要件を満たしていればよいという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
25	工事監理業務資格要件	募集要項	9	32	第3章_6.(3)③工事監理業務を行う者	工事監理業務を行う者は、設計業務又は建設業務を行う者が行う事についての制限はないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
26	参加表明書他参加表明時提出書類	募集要項	11	25	第3章_7.(4)「参加表明書兼応募参加資格確認申請書」の提出	『参加表明書兼応募参加資格確認申請書（様式3）及び様式4～9』の提出部数について、『正本1部、副本2部』とありますが、様式3～9及びそれぞれの添付書類全て同部数の提出と考えて宜しいでしょうか。また、副本については、正本のコピーとしても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	テナント	募集要項	12	3	第3章_7.(5)テナント等希望者リストの配布	テナントと協力企業の違いをご教示願います。	協力企業とは、応募グループにおいて出資しない企業を指します。テナントはPFI特定事業として整備される施設に賃貸借契約によって入居し業務を行う企業を指します。なお、協力企業がテナントとなることは可能ですが、協力企業とした場合は複数の応募グループに重複参加することはできません。テナントは複数の応募グループに重複参加可能です。
28	テナント	募集要項	12	3	第3章_7.(5)テナント等希望者リストの配布	テナント等希望者リストとして記載される企業等の業種等についてはどのような分野を予定しているかご教示下さい。	テナント等希望者リストに掲載を希望する企業は、業種を問わずすべてリストに記載されます。
29	協力企業の変更	募集要項	12	18	第3章_7.(6)構成員及び協力企業の変更等	協力企業の変更も認めないとの記載がありますが、他の応募グループが優先交渉権者となった場合、その応募グループから業務の委託や工事を請け負うことは可能でしょうか。	ご質問のケースでは、優先交渉権者の構成員もしくは協力企業として業務の委託や工事を請け負うことはできません。
30	提案書類及び部数等	募集要項	12	28	第3章_8.(2)提案書類及び部数等	提案書類の提出部数について、12部とありますが、「正本1部、副本11部」と考えて宜しいでしょうか。また、副本については正本のコピーとしても宜しいでしょうか。	正副の区別はなく、同じものを12部提出してください。ただし、原本記載の内容が明確に確認できる場合は、コピーによる提出も可とします。
31	提案書について	募集要項	13	29	第3章_8. 提案書の提出に関する事項 (3)作成要領_②一般的事項	「提案書～A3版については3つ折りとする。」とありますが、外3つ折りでもよろしいでしょうか。	A3様式については「A3ファイル折」として訂正します。
32	直接協定について	募集要項	18	1	2.財政上及び金融上の支援に関する事項	一般的にSPCが借入を行う場合、公共と金融機関との間で直接協定が締結されますが、本件でも同様に貴市は直接協定を結ぶことができるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
33	計画区域図	募集要項			添付資料2	農振除外申請および、農地転用申請について、農政局との調整、下話は済んでおりますか。また、申請は事業者と前橋市どちらが実施するのでしょうか。	敷地面積により協議先が異なるため、事前の調整は未実施です。手続については基本計画を基に市が実施します。
34	計画区域図	募集要項			添付資料2	今回の計画地内に公共投資のされている箇所はありますか。あるとすればその事業等の処理は可能でしょうか。	農業用水・排水、道路整備が実施されています。その事業処理については市が行います。
35	計画区域図	募集要項			添付資料2	計画地内の道路や水路についての付け替えや廃止の申請について、事業者と前橋市どちらが実施するのでしょうか。	付替え廃止等の申請については市が実施します。
36	基本計画の策定について	募集要項			添付資料3	優先交渉権者決定後の契約手続きの流れの中で、基本協定締結後、基本計画の策定完了後において、民間事業者の事由以外の理由で道の駅の事業が終了した場合、市は、基本計画の策定完了までの費用を負担していただけるのでしょうかご教示下さい。	基本協定書(案)第12条のとおり、市及び優先交渉者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とします。なお、基本計画は、優先交渉権者の提案を基本に協議の上で策定する予定であり、事業者には追加的に過度な負担がかかることは想定しておりません。
37	提案の範囲	要求水準書	2	5	第1章_4. 提案の範囲	「従って、PFI特定事業の範囲に含まれない施設～本要求水準書に基づき、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等、～提案を行うこと。」とありますが、PFI特定事業範囲に加え、国土交通省整備範囲・前橋市整備範囲について、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等の提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、一体型整備については決定していませんが、モデルプランには道路休憩施設を含んでいます。
38	提案の範囲	要求水準書	2	5	第1章_4. 提案の範囲	「従って、PFI特定事業の範囲に含まれない～市が負担する費用等の提案を行うこと。」とありますが、国土交通省整備分についての費用の提案は行わなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	No.37を参照してください。
39	地盤調査資料	要求水準書	2	11	第1章_5_(1)計画地	『計画地における地盤調査は現時点で実施していない』とありますが、近隣データはございますか。	国土情報検索サイト「Kunijiban」により確認できる範囲でご提案ください。
40	都市計画図データ	要求水準書	2	19	第1章_5_(1)計画地	都市計画データの受領希望は、資格審査通過前でも可能ですか。	資格審査通過前においても希望者に対し、平成28年度実施の現地測量の成果資料(現況平面図の電子データ)を提供するものとします。提供方法、手続については本市ホームページでお知らせします。
41	道路・公安協議	要求水準書	2	32	第1章_5_(2)道路の整備	「…県道交差点における…道路管理者及び公安委員会との協議により決定する。」とあることについて、道路管理者及び公安委員会との協議及び協議資料作成は、PFI事業者ではなく前橋市が実施するとの理解でよろしいですか。	道路管理者及び公安委員会との協議及び協議資料作成は市が実施します。
42	農業用水の取扱い	要求水準書	3	2	第1章_5_(3)土地の造成	画地内の農業用水は、基本計画のもとに、必要であれば暗渠化することを想定しているとありますが、全面暗渠できると考えてよろしいでしょうか。	計画地における農業用水については、施設の適切な維持管理が可能な場合、暗渠化できるものとします。管理樹の設置や構造等については別途施設管理者との協議が必要となります。
43	農業用水の取扱い	要求水準書	3	2	第1章_5_(3)土地の造成	計画地内の農業用水の切り回しについては、現用水と同等の流下能力を確保できれば切り回しが可能と考えてよろしいでしょうか。	農業用水の切り回しについては流下能力などの農業用水としての機能確保や適切な維持管理が可能であるとともに、適切な流末の処理などが技術的に可能である場合、可とします。
44	土地の造成費用	要求水準書	3	3	第1章_5_(3)土地の造成	「整備の費用負担や本市が費用負担する場合の発注方式は、提案をもとに協議により決定する」とあることについて、特定事業範囲の土地区画の造成費用は特定事業に含めないものとして提案することも可能という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
45	農業用水暗渠化費用	要求水準書	3	9	第1章_5. 本事業の対象地_(3)土地の造成	「必要であれば暗渠化することを想定」とありますが、設計から施工に係る費用はインフラ同様、前橋市の負担という理解でよろしいでしょうか。	提案を基に協議により決定します。
46	農業用水の提案条件	要求水準書	3	9	第1章_5_(3)土地の造成	「計画地内の農業用水は、基本計画のもとに、必要であれば暗渠化することを想定しているが、廃止や切り回し(位置変更)はできないものとする。ただし、切り回しについては明確な手法が提案できる場合はこの限りではない。」と記載されていますが、提案を行うにあたって遵守すべき条件をご提示ください。	質問No.43を参照してください。
47	雨水排水	要求水準書	3	18	5.(4)インフラ	・「雨水排水については…隣接する河川に排出することを想定している」とあることについて、計画地内での雨水貯留のためのいわゆる「開発調整池」の設置の取扱いについて、すでに河川管理者と調整池設置についての下協議がなされていればご教示ください。	雨水排水については河川管理者と調整中です。
48	埋蔵文化財調査	要求水準書	3	23	第1章_5_(5)埋蔵文化財調査	今回の計画地内に周知の文化財及び埋蔵文化財包蔵地等確認されている物件はありますか。	計画地においては文化財調査を未実施です。周辺の状況については、群馬県がインターネット上で提供する群馬県統合型地理情報システム「マッピングぐんま」を参照してください。なお、文化財調査については市の負担で実施する予定です。
49	デジタルサイネージに搭載するコンテンツ	要求水準書	10	19	第2章_4. 必須施設の基本要件	観光案内所、情報発信施設の必須機能として記載されている、「大型と中型の多言語デジタルサイネージ(スマートフォン連携機能により観光地案内などを行う情報コンテンツを搭載すること)」について、ここでいう情報コンテンツは、観光協会等が制作している既存のコンテンツを搭載できる機能を有するデジタルサイネージを導入すれば良いという理解でよろしいでしょうか。それとも、新たなコンテンツの作成についても合わせてPFI事業者が要求しているということでしょうか。	新たなコンテンツについても提案するものとします。
50	多目的施設の導入機能	要求水準書	12	17	第2章_4. 必須施設の基本要件	多目的施設の導入機能の考え方として「屋内のイベントや料理教室などを開催できるスペースを設置する。本市と関係都市が交流する場(都市間連携農村交流)としての活用も想定している。」と記載されていますが、都市間連携農村交流を行う場合に必要施設の利用者数、利用方法、面積、機能、その他満たすべき条件をご教示ください。	施設の具体的な面積等の設定は行っていないですが、地域の各種団体会が会議(最低20人程度)を実施できる面積を確保してください。
51	ドラッグストア等	要求水準書	14	4	第2章_5. 整備することが望ましい施設の基本要件	健康・美容関連施設の具体的なイメージにドラッグストアとありますが、ドラッグストアを独立採算事業として提案した場合、公共施設としてPFI特定事業に含められると理解してよろしいでしょうか。また、ドラッグストアの類似施設も整備することが望ましい施設として取り扱うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、基本計画策定において当該施設が認められるかは提案内容によります。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答	
		資料名	頁数	行数			
52	ドラッグストア等	要求水準書	14	4	第2章_5. 整備することが望ましい施設の基本要件	健康・美容関連施設の具体的なイメージにドラッグストアとありますが、ドラッグストアに類似する施設も整備することが望ましい施設として取り扱うことは可能でしょうか。	No.51を参照してください。
53	地下埋設物	要求水準書	16	9	第3章_2. 業務の内容	「…測量調査・地質調査以外で必要となる調査については事業者の責任で行う」とある事について、「地下埋設物、等」が発見された場合の対応はどのようになりますか？	事前に想定されるものはその対応を基本計画において定めるものとします。事前に想定していない埋設物については、その処理、費用負担について、その時点において協議を行い対応するものとします。
54	大規模修繕	要求水準書	19	20	第5章_1.(3)業務の内容	建物保守管理業務及び建築設備保守管理業務に「修繕」とあります。実施方針質問回答NO173,174,175において「大規模修繕の実施は想定していませんが、修繕の分担の詳細は協議によります」とされていることについて、質問回答の内容を要求水準書に明記していただくことは可能でしょうか。	要求水準書の修正は想定していませんが、大規模修繕の実施は想定しませんし、修繕の分担の詳細は協議によります。
55	納付金	要求水準書	24	9	第6章_1.(6)納付金	本項で規定する「納付金」はどのような性格のもの(何に対する対価)でしょうか。	指定管理業務における収入の一部納付という位置づけです。
56	災害発生時の対応	要求水準書	25	7	第6章_1.(13) 災害発生時の対応	『災害が発生した場合は、災害発生後3日目まではPFI事業者の負担により公共施設として必要な災害対策を行うこと。』とありますが、公共施設として必要な災害対応とはどのような内容かお教え下さい。	要求水準書第2章6.災害時対応における基本要件に加え、災害時における周辺道路利用者の避難受け入れ(誘導)及び避難スペースの提供を行ってください。
57	提案がない場合の要求水準の取扱	要求水準書	25	15	第6章_3. 観光案内所、情報発信施設運営業務	「3. 観光案内所、情報発信施設運営業務」から「7. 地産レストラン及びカフェ運営業務」まで、各施設の要求水準が記載されていますが、これらの施設が民間事業者が独立採算で行う施設として提案されない場合には、要求水準として適応されないと理解してよろしいでしょうか。	PFI特定事業の範囲に含めない場合においても、必須施設については市負担事業として、要求水準を満たした上で提案してください。
58	収支報告書	要求水準書	27	16	第6章_9. 民間事業者提案施設の運営業務	「提案施設における月次の収支報告書を作成し…市に報告する」とあることについて、提案施設の経営状況(事業収支)はもっぱら提案施設の運営事業者(テナント)の情報であり、市に報告する内容は市が道の駅の利用状況を把握するための情報(売上、レジ通過者等)の報告という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	広報業務	要求水準書	27	20	第6章_10. 広報業務	本項は特定事業に対する広報業務を規定していると理解しますが、特定事業以外の前橋市が行う施設の広報と一体不可分の広報業務の実施が合理的であると前橋市が判断された場合は、前橋市による応分の負担が別途行われる可能性がありますでしょうか。	合理的かつ、有効であると判断される場合、市が費用を負担する可能性があります。
60	関係者協議会の設立	要求水準書	27	31	第6章_12 関係者協議会の運営業務	『事業者は、市、群馬県、国、その他関係機関とともに関係者協議会を設立』とありますが、事業者が本協議会を設立することになりますか。その場合に群馬県、国等への働きかけはどのようにおこなえば宜しいでしょうか。	設立は参加者全体で行うことを想定していますが、設立に伴う関係機関との調整は市が行うものとします。
61	合築施設としての取扱	要求水準書			該当なし	PFI特定事業の施設と市負担事業の施設が一体となった一棟の施設として計画することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
62	設備計画評価項目	事業者選定基準	6	3	第3章_3.(2)⑤設備計画	評価の視点に「設備機器、配管、配線等について、メンテナンス面において優れた計画が提案されているか」とありますが、募集要項7頁28行目に記載されている「おおむね基本計画としての必要要素を備えた提案を求める」とあることや、要求水準書7頁12～16行目に記載されている基本計画の業務内容と照らし合わせて、かなり詳細な評価の視点となっており、現段階で提案することが難しいと考えます(配管や配線等は、国土交通省告示第十五号に記載された基本設計段階での成果に該当し、基本計画段階では通常検討しないものと思料)。ここでの審査に関するお考えをご教示下さい。	設備機器、配管、配線等、メンテナンスに関する詳細な記載は不要ですが、施設の利便性や維持管理・運営の効率性等の観点から、工夫されている点について提案してください。
63	参加表明書様式3	提案様式集	3	3	2.(1)参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)	グループで応募するに当たり、参加企業各社が1枚の用紙に代表者印を捺印する形式となっておりますが、本事業では募集要項発表から参加表明書提出締切までの期間が短期間であり、参加企業各社の決済事務に要する期間もかかることから、作成が間に合わなくなることが想定されます。構成員と協力企業がそれぞれが申請書を作成して提出できるよう、ご検討いただけないでしょうか。	グループで応募する場合、参加企業ごとに参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)を作成することを可とします。ただし、各々作成する様式3は、グループの参加企業名をすべて記載するものとし、代表企業だけはすべての申請書に押印してください。(代表企業以外の捺印は各々作成する様式3の自社部分のみで可)
64	企業名の記載方法	提案様式集	3	10	2. 第一次審査(資格審査)に関する様式(1)参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)	募集要項8ページ20行目に「SPCを設置しない場合は、応募グループの応募企業すべてを「構成員」とする」とありますが、当該様式の代表法人名は空欄でよいという理解でよろしいでしょうか。	SPCを設置しない場合においても、代表企業は必ず定めてください。
65	資料の部数について	提案様式集	3	34	2. 第一次審査(資格審査)に関する様式(1)参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)	『※5 各構成員は、以下の資料を添付すること。～1部提出』とあります。提案書の提出部数は12部とありますが、これらの資料は1部でよいという理解でしょうか。若しくは正1部・副11部という理解でしょうか。	参加表明書兼応募参加資格確認申請書は募集要項第3章7.(4)「参加表明書兼応募参加資格確認申請書」の提出のとおりの正本1部、副本2部提出するものとし、副本には正本の添付資料の写しを添付してください。なお、様式12から47は12部提出するものとします。
66	資料の部数について	提案様式集	5	31	2. 第一次審査(資格審査)に関する様式(3)設計の資格及び事業実績に関する調書(様式5)他	『※4 以下の資料を添付すること。～1部提出』とあります。提案書の提出部数は12部とありますが、これらの資料は1部でよいという理解でしょうか。若しくは正1部・副11部という理解でしょうか。	参加表明書兼応募参加資格確認申請書は募集要項第3章7.(4)「参加表明書兼応募参加資格確認申請書」の提出のとおりの様式5は様式3の添付資料となります。様式3の副本に添付する様式5の添付資料は様式3の正本の添付資料の写しを添付してください。
67	テナント希望者リスト受取希望書	提案様式集	10	18	2.(8)テナント希望者リスト受取希望書(様式10)	『2 本希望書の提出にあたっては、応募希望表明書の副本を併せて持参してください』とありますが、「応募希望表明書」とは「参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)」の書類のことでしょうか。また、併せて提出する副本については、参加表明書等書類時に提出する副本2部とは別と考えれば宜しいでしょうか。	テナント等希望者リスト受領希望書(様式10)は、参加表明書兼応募参加資格確認申請書(様式3)と併せて提出してください。様式10は市で確認印を押印の上、写しを返却しますので、テナント等希望者リストを受け取る際に、その写しを持参してください。

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
68	施設概要に関する提案書様式23	提案様式集	21	17	4.(2)②施設概要(様式23)	「6.軒高」「7.最高高さ」「10外部仕上げ表」等の具体的な数字はこの段階では記載が困難かと思われませんが、欄外に「応募者の提案に応じて、項目を追加・変更する事」とあることから、記載が難しい項目については、削除してもよろしいでしょうか。	断面図等の作成段階において可能な範囲で記載してください。なお、記載できない項目は削除せず、「ー」を記載してください。
69	配置計画	提案様式集	39	2	3.(6)_(ア)配置計画	(ア)配置計画(1/500程度)とあり、施設配置計画(1/1000程度)と2種類の縮尺が記載されています。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	1/1000程度を正としてください。
70	提案図面	提案様式集	39	1	3.(6)_(ア)配置計画	様式42、43、44、45 提案図面について、指定縮尺内に収まらない場合、縮尺の変更は可能でしょうか。	A3版に掲載可能な縮尺に適宜、変更してください。
71	平面図	提案様式集	40	3	4.(6)_(ア)平面図(様式43)	平面図の縮尺が1/500と規定されておりますが、提案の意図を表現するにあたり、1/500よりも小さい縮尺に変更して提示することは可能ですか。	質問No.70を参照してください。
72	提案図面	提案様式集	40	1	3.(6)_(ア)配置計画	様式43、44、45 提案図面について、建物が複数ある場合、様式43(平面図)44(立面図)45(断面図)を1枚でまとめて、建物ごとの提出でもよろしいでしょうか。	様式43(平面図)44(立面図)45(断面図)は、それぞれ1枚ずつ作成してください。
73	全体立面図	提案様式集	41	3	4.(6)_(ア)全体立面図(様式44)	立面図の縮尺が1/500と規定されておりますが、提案の意図を表現するにあたり、1/500よりも小さい縮尺に変更して提示することは可能ですか。	質問No.70を参照してください。
74	主要断面図	提案様式集	42	3	4.(6)_(ア)主要断面図(様式45)	主要断面図の縮尺が1/500と規定されておりますが、提案の意図を表現するにあたり、1/500よりも小さい縮尺に変更して提示することは可能ですか。	質問No.70を参照してください。
75	外観デザイン	提案様式集	43	3	4.(6)_(ア)外観・デザイン(様式46)	様式27(外観・デザイン)にも同様の提案を記載するものと理解しますが、両者の使い分け方法についてご教示ください。	様式27にはコンセプトや考え方を、様式46はA3版の特徴を生かしてイラスト、図等を記載してください。様式46における「[要点](箇条書)」は記載不要です。
76	イメージパース	提案様式集	44	3	4.(6)_(ア)イメージパース(様式47)	本提案書では募集要項7頁28行目に記載されている「おおむね基本計画としての必要要素を備えた提案を求めるとあることから、具体的な設計を実施しない段階でのイメージパースとなります。求められているアイレベルでの各提案施設のイメージパースでのディテール等の表現内容については、基本設計、実施設計において大きく変わることも想定されますが、このイメージパースの内容自体は契約の条件とはならないという理解でもよろしいでしょうか。	提案内容をそのまま実現することを契約条件とするものではありませんが、提案されたイメージを大きく変更することは想定しておりません。
77	様式21-2について	提案様式集			4. 企画提案内容の審査に関する様式(1)事業計画に関する事項⑦収支計画(工)売り上、維持管理費、運営費等見積書(内訳表)(様式21-2)	様式21-1に記載がある年度ごとに作成するのではなく、平成31年度から平成47年度の総額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	提案する事業期間の総額を記入してください。
78	基本協定書(案)の内容	基本協定書(案)	1	1	前橋市新設道の駅整備運営事業基本協定書(案)	基本協定書(案)の内容は、SPCを設置しない場合の優先交渉権者との間で締結する場合の内容となっております。例えば3頁の第9条第1項には、「事業契約を市とSPCとの間で締結する」とありますが、事業契約を市と優先交渉権者との間で締結することは規定されていませんし、4頁の同条第4項には「市及び事業者は」とありますが、事業者は定義されていません。さらには4頁の同条第7項には「前3項各号」とありますが、「前3項」が「第3項」を意味するのであれば、「前3項」という表現は適切ではありません。このような不備が多々見られますので、基本協定書(案)全体を修正の上、改めて提示頂くとともに、当該内容等を含めた質疑回答の機会を改めて設けることにより、より民間事業者の能力等が発揮しやすいような形で民間事業者の募集及び選定の手続きを進めていただけないでしょうか。	基本協定書(案)の1ページ目脚注をご参照ください。基本協定書(案)はSPCを設置する場合を想定しております。SPCを設置しないご提案の場合につきましては、事業者選定の後、当該提案に合わせる形で各条項を適宜修正します。なお、第9条第4項の「事業者」は、「優先交渉権者」に、第9条第7項の「前3号」は、「第3号」に訂正します。
79	基本計画の策定	基本協定書(案)	2	30	第6条第1項	「市との協議の上、要求水準書に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定」とありますが、募集要項3頁7行目にある「提案された施設内容が認められない場合」があるか否かは、この市との協議において示され、本協定第6条第1項に基づいて基本計画が策定された後は、提案された施設内容が認められない場合は生じないとの理解でよいでしょうか。	基本計画策定後に施設内容を変更することは想定していませんが、事業認定等の手続きにおいて必ず認められると確約できるものではありません。
80	基本計画の策定	基本協定書(案)	2	32	第6条第1項	「市の承認を受けなければならない」とありますが、市は優先交渉権者が策定した基本計画が要求水準書に規定する基本計画であることを承認するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	市事業対象施設に係る業務委託	基本協定書(案)	3	11	第8条	第8条は、本協定の締結前に予算措置又は市議会の議決が無くても、本協定の締結により市が本協定の締結当事者に対して、それぞれの契約を締結する債務を負担する規定との理解でよいでしょうか。	本協定の締結により、市が本協定の締結当事者に対して事業対象施設に係る業務委託等の債務を負担するものではありません。
82	市事業対象施設に係る業務委託	基本協定書(案)	3	11	第8条	第8条は、本協定の締結により市が本協定の締結当事者に対して市の支出を伴う契約を締結する債務を負担することを規定していますが、第8条の規定を含む本協定については、地方自治法第232条の3に定められている「支出負担行為(普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為)」には該当しないとの理解でよいでしょうか。	No.81を参照してください。

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
83	市負担事業の契約の相手先	基本協定書(案)	3	11	第3条	募集要項P4 9. 事業方式には、「なお、PFI 特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI 特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合は、市が自らの負担により、別途随意契約によりPFI 事業者が発注することを予定している。また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI 事業者を指定管理者として指定することを予定している。」との記載がありますが、基本協定書(案)P3第8条においては、「市は、市事業対象施設に係る設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務について協議が整った場合、別途市の提示する様式により、[(設計担当企業を記載)]との間で市事業対象施設の設計業務委託契約を締結し、[(建設担当企業を記載)]との間で市事業対象施設の建設請負契約を締結し、[(工事監理担当企業を記載)]との間で市事業対象施設の工事監理業務委託契約を締結し、[(維持管理業務担当企業を記載)]との間で維持管理業務委託契約を締結し、[(運営業務担当企業を記載)]との間で運営業務委託契約を締結する。」とされており、矛盾があるように思料します。どちらが正しいのでしょうか？	募集要項はSPCの設立に関わらず市とPFI事業者との契約関係を記載したものです。基本協定書(案)はSPCの設立を前提とした記載としています。
84	契約書内容の変更の可否	基本協定書(案)	4	18	第9条第5項	「趣旨を明確にする」というのは内容の変更はできないという理解でよいでしょうか。	事業契約冒頭に記載された事項、誤字・脱字、趣旨の明確化の過程で条文を修正した方がよいと判断した事項については、修正をする可能性はありますが、基本的なリスク分担等を変更することは想定しておりません。
85	事業契約締結に至らない場合とは	基本協定書(案)	6	28	第16条	「事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断した」場合とは具体的にはどのような場合でしょうか？(例示していただきたい)。	基本計画の策定段階で市と優先交渉権者の協議が整わない場合等を想定しています。
86	協定の有効期間	基本協定書(案)	6	28	第16条	「事業契約の契約期間の終了時」とありますが、事業契約が途中解除された場合においても本協定の有効期間が存続するかの誤解を生じる可能性があるため、「事業期間の終了時」に修正して頂けないでしょうか。	基本協定書(案)第16条の「事業契約の契約期間の終了時」を「事業契約の終了日」と変更します。
87	出資者誓約書違反の効果	基本協定書(案)	10		出資者誓約書	本誓約書は、SPCを設置しない場合においては提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	出資者誓約書違反の効果	基本協定書(案)	10	10	出資者誓約書前文	「連帯して誓約し、かつ表明及び保証」とあるが、出資者の一人が本誓約事項に違反した場合には他の出資者も連帯して責任を負うという理解でよいでしょうか。またこの表明保証違反の効果を教えていただきたい(事業契約の締結に至らないということか)。	第1文についてはご理解のとおりです。第2文については、市が表明保証違反状態を是正する責任や、当該表明保証事項に違反して市に損害が生じた場合には当該損害を賠償する責任等を負うこととなります。
89	用語の定義(修繕)	事業契約書(案)	1	7	第2条 用語の定義	事業契約書案22頁18行目に規定されている「修繕」の内容について、大規模修繕との関係を明示した上で用語を定義していただくことは可能でしょうか。	用語の定義は行いません。規模の大小に関わらず、施設を15年間使用するために必要な修繕は事業者の責任で実施してください。
90	特定事業の範囲	事業契約書(案)	2	1	第2条 用語の定義	「市事業対象施設」とは、市が施設整備費を負担する施設をいう。」とあり、第2条(25)では、「特定事業対象施設」とは、施設の設計、施工、維持管理及び運営を事業者が独立採算で行う施設をいう。」とあります。ここで、市事業とは要求水準書において用いられている市負担事業と同じ意味と解釈すれば、市が整備することを前提に維持管理・運営を民間事業者が独立採算で実施することを提案した施設は、PFI特定事業の対象施設には含めない、という理解でよろしいでしょうか？	質問No.3を参照してください。
91	モニタリングの内容	事業契約書(案)	7	1	第13条	モニタリングは事業者の費用負担となっているが別紙1のモニタリングの内容を教えてください(別紙1に記載がないため)。	応募者の提案に基づき、市と協議の上、記載いたします。
92	増加費用の負担者	事業契約書(案)	7	31	第15条第4項及び同5項	許可の遅延が事業者及び市の両者の原因(事業者の必要書類の提出遅延等及び市の許可の審査の遅れが競合したような場合)による場合の費用の負担関係を教えてください(各自負担となるのか)。	基本的には帰責割合に応じて費用を負担することとなりますが、詳細は協議の上決定します。
93	許認可費用	事業契約書(案)	7	21	第15条1項 許認可等の手続き	『義務を履行するために必要となる許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得』とありますが、建築確認申請等において、PFI特定事業施設及び市負担施設があるなかで、費用負担についてはどのように考えれば宜しいでしょうか。	事業契約書(案)は、特定事業施設の事を記載しておりますので、特定事業施設については第15条第1項に基づき事業者負担により建築確認申請等を行っていただきます。市負担施設については計画通知となります。合築の場合は提案内容に応じて協議します。
94	土地の取得遅延	事業契約書(案)	8	14	第16条 事業場所	「…用地取得に係る交渉の遅延に起因して、第4条に定める事業日程が遅延するなどして市又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用は各自の負担とする」とあることについて、実施方針別紙1リスク分担「用地造成リスク」に「用地買収、用地造成工事の遅延…」の役割分担が市とされていることから、土地の取得遅延により発生する増加費用又は損害は市の負担と思料されますが、お考えをご教示頂くことは可能ですか。	事業契約書(案)に規定したとおりとします。
95	対象施設の基本計画	事業契約書(案)	9	34	第20条第1項	基本計画の変更に関して、当該変更が市の帰責事由である場合、事業者の帰責事由である場合、市又は事業者の双方のいずれにも帰責事由がない場合に関する対応について規定されていませんので、規定してください。少なくとも、基本協定に基づいて市が承認した基本計画について、事業者の帰責事由により基本計画の変更を求める場合以外は、当該変更に伴う費用や関連して生じる遅延等による損害を事業者のみが負担する妥当性及び合理性はありません。仮に、負担を求めるのであれば、その負担を求める妥当性及び合理性について提示願います。	事業契約書(案)第20条第2項を新設しましたので、ご確認ください。

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
96	市事業施設に対する市の責任	事業契約書(案)	10	2	第20条 対象施設の基本計画	第2項に、「市は、基本計画の承認又は承諾を行ったことを理由として、対象施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運營業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。」と記載されていますが、対象施設のうち、市事業施設は市が整備するものであり、従来と同様の公共事業として発注されるものと理解しています。したがって、基本計画の承認や承諾を行っても行っていない場合、市が提示する仕様に従い設計、建設、工事監理、維持管理、運營業務を行うものであり、責任を負担すべきものと考えます。本条文は、どのような状況を想定された条文なのかご教示ください。	市事業施設については基本計画に基づき、設計及び建設は市の責任で実施しますが、PFI特定事業の範囲については基本計画の承認又は承諾を行ったことを理由として、対象施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運營業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではありません。なお、第20条2項の「対象施設」は「特定事業対象施設」に修正します。
97	設計状況のモニタリング費用	事業契約書(案)	11	24	第23条第1項	設計状況のモニタリングを行うこととなっているが、この費用負担は事業者となりますでしょうか(第13条の場合と同様でしょうか)。	ご理解のとおりです。
98	近隣住民との調整の程度	事業契約書(案)	15	6	第31条第3項	「更なる調整」とありますが、どの程度の調整行為を経て了解が得られないことを想定されていますでしょうか。	自治会等、地元団体に対して調整を行っても了解が得られない場合を想定していますが、詳細は調整の内容によって市と事業者で協議します。
99	連帯保証	事業契約書(案)	19	27	第42条3項 特定事業対象施設の瑕疵担保	『事業者は建設企業をして、市に対し連帯保証させるべく、様式3による保証書を差入れさせる。』とありますが、単独企業として応募する場合にも必要となりますか。必要となる場合にどのような方の連帯保証が必要となるかお教えください。	単独企業で応募し、建設企業も兼ねる場合は不要です。
100	指定を受けなかった場合	事業契約書(案)	20	29	第47条第2項	●●というのは期限(日付)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。指定管理者に係る議会スケジュールが決まった段階で記載いたします。
101	指定管理業務の範囲	事業契約書(案)	21	9	第50条 指定管理業務	特定事業対象施設について事業者を指定管理者として、以下の業務をさせるものと記載されております。 (1) 特定事業対象施設の維持管理に関する業務 (2) 特定事業対象施設の利用許可に関する業務 (3) 特定事業対象施設の運営に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特定事業対象施設の管理上必要と認める事項のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務 一方で、特定事業対象施設は、施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者の独立採算で実施する事業であり、相応に収益力のある事業が提案されるものと理解します。その為、特定事業対象施設のほとんどは、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(公の施設)」には該当しない可能性が高いと理解します。 本条項は、公の施設に該当する施設の提案がある場合のみ適用する予定の条文であると理解してよろしいでしょうか。	PFI特定事業の対象施設については全て公の施設に該当するものとします。
102	利用料金	事業契約書(案)	21	29	第53条2項及び3項 利用料金	本文中に記載されている「利用料金」とは、どの施設の何の利用料金を想定されているかお教え下さい。また、利用料金の減免とはどのようなことかお教え下さい。	BBQ施設、野外ステージ、グランピング施設等を想定しています。特定事業対象施設の利用料金の設定、及び減免については、応募者の提案とします。
103	経理の状況報告	事業契約書(案)	24	9	第58条 業務報告の聴取等	第58条の規定は特定事業を実施するSPCの経理状況についての規定であり、各収益事業者(テナントを含む)を対象とするものではない、という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
104	納付金	事業契約書(案)	29	9	第75条 特定事業対象施設の運営	・要求水準書24頁9行目に規定する「納付金」についての規定を事業契約書に明記していただくことは可能ですか。	納付金の記載については、事業者選定後の協議において協議の上、市事業対象施設に係る契約又は事業契約において明記することが可能です。
105	大規模修繕	事業契約書(案)	29	21	第77条 特定事業対象施設の修繕・更新	「事業者は、業務計画に基づき、特定事業対象施設の修繕・更新を自己の責任及び費用において実施する」とあることについて、修繕の内容に実施方針質問回答NO173を反映して、大規模修繕は含まれない旨を明記していただくことは可能ですか。	質問No.89を参照してください。
106	事業者の業務放棄による解除	事業契約書(案)	31	24	第83条第1項第1号	「3日間以上」とありますが、これは連続して3日間以上という理解でよいでしょうか(第85条第1項第1号は「連続して」とあるため)。	ご理解のとおりです。
107	特定事業対象施設の譲渡前の解除	事業契約書(案)	35	27	第92条第1項	第92条第1項は、事業契約の締結前に予算措置又は市議会の議決もなく、事業契約の締結後に市の帰責事由により事業契約を解除した場合は、特定事業対象施設の出来形部分の出来高に相当する金額の買受代金を事業者が支払う債務を市が負担する規定との理解でよいでしょうか。	事業契約書(案)第92条及び第93条を変更しましたのでご確認ください。
108	特定事業対象施設の譲渡前の解除	事業契約書(案)	35	27	第92条第1項	第92条第1項は、事業契約の締結前に予算措置又は市議会の議決が無くても、事業契約の締結により市が事業者に対して、事業契約の締結後に市の帰責事由により事業契約を解除した場合は、特定事業対象施設の出来形部分の出来高に相当する金額の買受代金を支払う債務を市が負担することを規定していますが、第92条第1項の規定を含む事業契約については、地方自治法第232条の3に定められている「支出負担行為(普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為)」には該当しないとの理解でよいでしょうか。	質問No.107を参照してください。
109	特定事業対象施設の譲渡後の解除	事業契約書(案)	36	2	第93条第1項	第93条第1項は、事業契約の締結前に予算措置又は市議会の議決もなく、事業契約の締結後に市の帰責事由により事業契約を解除した場合は、特定事業対象施設の残存簿価を分割払又は一括払により支払う債務を市が負担する規定との理解でよいでしょうか。	質問No.107を参照してください。
110	特定事業対象施設の譲渡後の解除	事業契約書(案)	36	2	第93条第1項	第93条第1項は、事業契約の締結前に予算措置又は市議会の議決が無くても、事業契約の締結により市が事業者に対して、事業契約の締結後に市の帰責事由により事業契約を解除した場合は、特定事業対象施設の残存簿価を分割払又は一括払により支払う債務を市が負担することを規定していますが、第93条第1項の規定を含む事業契約については、地方自治法第232条の3に定められている「支出負担行為(普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為)」には該当しないとの理解でよいでしょうか。	質問No.109を参照してください。

No.	質問タイトル	該当箇所				質問	回答
		資料名	頁数	行数	項目		
111	不可抗力による増加費用・損害の扱い	事業契約書(案)	38	2	第98条第1項	不可抗力による増加費用及び損害を事業者のみがすべて負担する妥当性及び合理性はありません。仮に、負担を求めるのであれば、その負担を求める妥当性と合理性について提示願います。	独立採算事業における不可抗力による増加費用及び損害については、市が負担することは想定していません。
112	建設期間中の不可抗力リスク	事業契約書(案)	38	2	第98条 不可抗力による増加費用・損害の扱い	特定事業施設の建設期間中に地震等の不可抗力が発生し建設中の建物等に損害が生じた場合の追加費用は本98条が適用され、全て事業者が負担するという理解になりますか。	ご理解のとおりです。
113	建設期間中の不可抗力リスク	事業契約書(案)	38	2	第98条 不可抗力による増加費用・損害の扱い	建設期間中に不可抗力が発生した場合の損害費用は全て事業者が負担とする場合に、本特定事業施設は完成後市に無償で所有権を移転することを前提に建設されることに鑑み、民間の負担責任は当初事業計画で予定している範囲までであり、不可抗力により増加した費用は市が負担すべきと思料いたしますが、お考えをご教示頂くことは可能ですか。	質問No.111を参照してください。
114	モニタリング記載内容	事業契約書(案)	42	1	別紙1 モニタリング	同書式の内容に記載がありません。どのような内容の記載が想定されるかお教え下さい。	質問No.91を参照してください。
115	利用料金の記載事項	事業契約書(案)	45	2	別紙3 利用料金	『提案書類に基づいて記載します。』とありますが、どのような内容の記載が想定されるのかお教え下さい。	現時点での想定はありません。応募者の提案に応じ、市と協議の上記載内容を決めることとなります。質問No.102も併せて参照してください。
116	連帯保証	事業契約書(案)	49	10	様式3 保証書の様式 第6条 管轄裁判所	保証書に関する紛争の管轄裁判所について、『宇都宮地方裁判所』としている理由をお教え下さい。	「前橋地方裁判所」に訂正します。
117	個別質問対応の取扱	その他				3月28日の募集要項説明会の質疑において、「募集要項について個別の質問に応じる」旨の回答がございましたが、具体的にはどのような手続きのもとで進められるのか、ご教示ください。	参加資格確認後、競争的対話を実施することで個別の質問に応じます。実施日は5月25日(木)【時間は後日調整】を予定していますが、応募者数に応じて日程を調整する場合があります。